

令和5年度答申第46号  
令和5年11月17日

諮問番号 令和5年度諮問第43号（令和5年10月10日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 社会復帰促進等事業としての振動障害者社会復帰援護金不支給決定等  
に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、振動業務に従事したことにより振動障害に罹患して療養補償給付の支給を受けていた夫のA（以下「夫A」という。）は、当該振動障害が治癒（症状固定）したことから、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項1号の規定に基づき、社会復帰促進等事業としての振動障害者社会復帰援護金の支給申請（以下「夫Aの支給申請」という。）をしたが、その直後に死亡したとして、夫Aの配偶者の立場で、夫Aに支給すべき振動障害者社会復帰援護金で未支給のものの支給請求（以下「本件支給請求」という。）をしたところ、B労働局長（以下「処分庁」という。）が、①夫Aの支給申請については、夫Aの死亡後にされた申請であることを理由として、不支給とする決定（以下「夫Aに対する不支給決定」という。）をし、②本件支給請求については、夫Aに対する不支給決定がされたことにより、未支給の振動

障害者社会復帰援護金は生じないことを理由として、不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人が本件不支給決定を不服として審査請求をした事案である。

## 1 関係する法令等の定め

### (1) 振動障害者社会復帰援護金

ア 労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができると規定し、同項1号には、療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害を被った労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業が掲げられている。

そして、労災保険法29条2項は、前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定めると規定している。

イ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険法施行規則」という。）24条は、労災保険法29条1項1号に掲げる事業として、義肢等補装具費の支給、外科後処置、労災はり・きゆう施術特別援護措置、アフターケア、アフターケア通院費の支給、振動障害者社会復帰援護金の支給及び頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護を行うものとする規定している。

ウ 労災保険法施行規則30条1項は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第1の2第3号3に掲げる疾病（「さく岩機、<sup>びょう</sup>鋌打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢<sup>しゅう</sup>神経障害又は運動器障害」）にり患し、労災保険法12条の8第1項1号に規定する療養補償給付を1年以上受けていた者であって、当該疾病が治ったものに対し、振動障害者社会復帰援護金を支給するものとする規定している。

労災保険法施行規則30条3項は、前2項に定めるもののほか、振動障害者社会復帰援護金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定めると規定している。

エ 平成8年5月11日付け基発第311号厚生労働省労働基準局長通達「振動障害者に係る社会復帰援護制度の拡充等について」は、振動障害者社会復帰援護金の支給については、別添1「振動障害者社会復帰援護金支給要綱」（以下「本件支給要綱」という。）によることとすると定

め、本件支給要綱は、次のとおり定めている。

(ア) 趣旨

振動業務に従事したことにより振動障害に罹患し、労災保険法による療養補償給付を受けている者（以下「振動障害者」という。）であって、当該振動障害が治癒したものについては、職業復帰のみならず、日常生活への復帰も含めた早期の社会復帰が望まれる。

しかし、これらの者が社会復帰する場合には、振動業務以外の業務に就く必要があること及び雇用の機会が限定されることなどにより、その社会復帰が困難であることに鑑み、社会復帰のための振動障害者社会復帰援護金（以下「社会復帰援護金」という。）を支給し、もって振動障害者の早期社会復帰の促進を図ることとする。

(イ) 支給対象者

社会復帰援護金は、振動障害者（療養期間が1年以上の者に限る。）で、当該振動障害が治癒したもの（治癒後1年以内の者に限る。）に対し、支給するものとする。

(ウ) 支給申請手続

社会復帰援護金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「振動障害者社会復帰援護金申請書」を当該申請者の療養補償給付の支給決定に係る労働基準監督署長を経由して当該労働基準監督署長の管轄区域を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄労働局長」という。）に提出して、支給申請をするものとする。

なお、社会復帰援護金の支給申請は、疾病の治癒日から起算して1年以内にしなければならない。

(エ) 支給又は不支給の決定

所轄労働局長は、振動障害者社会復帰援護金申請書を受理したときは、内容を審査した上、社会復帰援護金の支給又は不支給の決定をし、その旨を「振動障害者社会復帰援護金支給・不支給決定通知書」により、申請者に通知するものとする。

社会復帰援護金の不支給の決定をした場合には、上記通知書に当該決定の理由を付記し、又はその理由を明記した別紙を上記通知書に添付するものとする。

オ 平成9年3月5日付け労働省労働基準局補償課医療福祉班長事務連絡「振動障害に係る社会復帰援護金制度の周知について」（都道府県労働

局からの社会復帰援護金に関する質疑事項を取りまとめたもの。以下「本件事務連絡」という。)は、都道府県労働局からの「治癒後死亡した振動障害者について、申請は可能であるか。」との質疑に対し、「申請は、振動障害者自身が行うものであり、死亡後に申請はできない。」と回答している(別紙の(1))。

(2) 未支給の振動障害者社会復帰援護金

ア 本件事務連絡は、都道府県労働局からの「申請者が本援護金の申請後に死亡した場合、援護金を支給できるか。」との質疑に対し、「本援護金の申請者が申請後に死亡した場合は、未支給の保険給付に関する考え方に順じて(原文ママ)支給することとする。」と回答している(別紙の(3))。

イ 労災保険法11条1項は、この法律に基づく保険給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができると規定している。

2 事案の経緯

審査関係人間に争いのない事実及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 夫Aは、C労働基準監督署長(以下「本件労基署長」という。)から、林業の伐採作業員等として、長年、チェーンソー等の振動工具を使用したことにより、振動障害を発症した(症状確認日:平成17年12月13日)と認定され、療養補償給付及び休業補償給付の支給を受けていたが、当該振動障害は、令和2年10月26日、治癒(症状固定)したと診断された。(実地調査復命書(平成21年5月20日付け)、労働者災害補償保険診断書)

(2) 夫Aの社会復帰援護金の支給申請(夫Aの支給申請)の手続を代行したD労働組合(以下「本件労働組合」という。)は、令和2年10月28日、夫A名義の同月26日付けの「振動障害者社会復帰援護金支給申請書」(以下「本件支給申請書」という。)を本件労基署長に郵送し、本件労基署長は、同月29日、本件支給申請書を受け付けた。

本件労基署長は、令和2年12月15日、本件支給申請書を処分庁に送

付し、処分庁は、同月16日、本件支給申請書を受け付けた。

(調査書(調査年月日:令和3年2月9日)、本件支給申請書、本件支給申請書が入っていた封筒、令和2年12月15日付けの本件労基署長の事務連絡「「振動障害者社会復帰援護金支給申請書」の進達について」)

- (3) 本件労基署長は、令和2年11月12日、本件労働組合に対し、夫Aの死亡に伴い、未支給の社会復帰援護金の支給請求をするよう促したところ、本件労働組合は、同月17日、審査請求人名義の同日付けの「未支給の振動障害者社会復帰援護金支給請求書」(以下「本件支給請求書」という。)を本件労基署長に提出し、本件労基署長は、同月18日、本件支給請求書を受け付けた。

本件労基署長は、令和2年12月15日、本件支給申請書と共に本件支給請求書を処分庁に送付し、処分庁は、同月16日、本件支給申請書及び本件支給請求書を受け付けた。

(「未支給の労災保険給付等申請について」と題する書面、「未支給請求に関する書類送付のご案内」と題する書面、本件支給請求書、令和2年12月15日付けの本件労基署長の事務連絡「「振動障害者社会復帰援護金支給申請書」の進達について」)

- (4) 処分庁は、令和3年2月10日付けで、①夫Aの支給申請については、「社会復帰援護金はその趣旨から振動障害者自身が請求すべきものであり、治癒後に死亡した後の請求は認められておりません。本件の申請書は、振動障害者が死亡した日から3日後の令和2年10月29日にC労働基準監督署へ到着しています。監督署が、請求の意思表示を知ったのは10月29日となります。よって本請求は死亡後に請求されたものとなりますので不支給となります。」との理由を付して、不支給とする決定(夫Aに対する不支給決定)をし、②本件支給請求については、「援護金が不支給となりますので、未支給の社会復帰援護金は生じません。併せて提出された未支給の社会復帰援護金支給申請も無効となります。」との理由を付して、不支給とする決定(本件不支給決定)をした。

(振動障害者社会復帰援護金不支給決定通知書)

- (5) 審査請求人は、令和3年5月11日、厚生労働大臣(以下「審査庁」という。)に対し、本件不支給決定を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書、審査請求書の補正書)

- (6) 審査庁は、令和3年12月23日、当審査会に対し、本件審査請求は棄

却すべきであるとして諮問（令和3年度諮問第72号。以下「前回諮問」という。）をした。

（前回諮問に係る諮問書及び諮問説明書）

(7) 審査庁は、令和4年2月9日、当審査会に対し、改めて調査及び検討を行うとして前回諮問を取り下げた。

（「諮問の取下げについて」と題する書面）

(8) 審査庁は、令和5年10月10日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（本件諮問に係る諮問書、補正前の諮問説明書及び補正後の諮問説明書）

### 3 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書に「C労働基準監督署の指導で未支給の振動障害者社会復帰援護金支給請求をAの妻、Xが請求したところ、社会復帰援護金は不支給決定となり、不当であり取り消しを求める。障害一時金は決定を受けながら社会復帰援護金が不支給となるのは不当である。経過を調査の上是正されたい。」と記載している。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

1 審査庁は、本件諮問に係る補正前の諮問説明書によれば、本件審査請求の対象を「夫Aの支給申請に係る社会復帰援護金の不支給決定（夫Aに対する不支給決定）」及び「審査請求人の支給請求に係る未支給の社会復帰援護金の不支給決定（本件不支給決定）」と捉えている（本件諮問に係る補正後の諮問説明書でも、同様である。）。

しかし、審査請求書の記載（上記第1の3）によれば、審査請求人は、本件不支給決定を本件審査請求の対象としていると解するのが相当である。そこで、当審査会が、審査請求人に対し、そのように理解してよいかと照会したところ、審査請求人から、そのような理解で差し支えないとの回答があった（2023年11月1日付けの本件労働組合の「送付について」と題する書面）。

したがって、本件審査請求の対象は本件不支給決定と捉えるべきであって、夫Aに対する不支給決定は本件審査請求の対象ではないから、審査庁は、本件審査請求の対象を正解していない。

2 そこで、諮問に係る審査庁の判断のうち、本件不支給決定に関する部分のみを取り上げると、以下のとおりである。

(1) 本件支給要綱によれば、社会復帰援護金は、振動障害者（療養期間が1

年以上の者に限る。)で、当該振動障害が治癒したもの(治癒後1年以内の者に限る。)に対し、支給するとされている。

夫Aは、平成17年12月から療養している振動障害者であり、令和2年10月26日に治癒したと診断され、同日付けの本件支給申請書により社会復帰援護金の支給申請をしているから、夫Aは、療養期間が1年以上で、治癒後1年以内の者であり、本件支給要綱の支給対象者の要件を満たしている。

しかし、夫Aは、令和2年10月26日に死亡している。そして、本件支給申請書は、本件労基署長に郵送されているが、その投かん日及び到達日は、夫Aが死亡した後である。

本件事務連絡によれば、社会復帰援護金の支給申請は、振動障害者自身がするものであり、死亡後はすることができないから、夫Aに係る未支給の社会復帰援護金は発生していない。

- (2) また、本件事務連絡によれば、振動障害者が社会復帰援護金の支給申請をした後に死亡した場合には、未支給の保険給付に関する考え方に準じて、社会復帰援護金の支給をするとされている。

審査請求人は、夫Aの配偶者であって、夫Aの死亡の当時、夫Aと生計を同じくしていたと認められるから、労災保険法11条1項に規定する未支給の保険給付の支給請求者の要件を満たしている。

しかし、上記(1)のとおり、夫Aに係る未支給の社会復帰援護金は、発生していないから、審査請求人は、夫Aに係る未支給の社会復帰援護金の支給請求(本件支給請求)をすることはできない。

- (3) したがって、本件不支給決定は妥当であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

- 3 なお、審理員意見書は、本件審査請求の対象を夫Aに対する不支給決定と捉えた上で、夫Aは令和2年10月26日に死亡しており、夫A名義の本件支給申請書は同月28日に本件労基署長宛てに郵送され、同月29日に受け付けられているから、振動障害者である夫A自身が本件支給申請をしたとは認められないとして、夫Aに対する不支給決定に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。この審理員の意見は、処分庁の弁明書の内容と同じである。

そして、前回諮問に係る諮問説明書も、審理員意見書と同様、本件支給申請書の発出及び到達は夫Aの死亡後であり、夫Aの支給申請は適正にされた

とは認められないから、夫Aに対する不支給決定は妥当であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしていた。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によれば、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付	: 令和3年5月11日
反論書の提出期限	: 同年8月27日
審理員意見書の提出	: 同年11月22日 (反論書の提出期限から約3か月)
前回諮問	: 同年12月23日 (本件審査請求の受付から約7か月半)
前回諮問の取下げ	: 令和4年2月9日
本件諮問	: 令和5年10月10日 (前回諮問の取下げから約1年8か月、本件 審査請求の受付から約2年5か月)

(2) そうすると、本件では、①反論書が提出されずにその提出期限を徒過してから審理員意見書が提出されるまでに約3か月を要した結果、本件審査請求の受付から前回諮問までに約7か月半を要した上に、②審査庁が前回諮問を取り下げてから再度の諮問である本件諮問をするまでに更に約1年8か月もの期間を要したため、本件審査請求の受付から本件諮問までに約2年5か月もの長期間を要している。

しかし、上記①の手續に上記の期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善されたい。

そして、上記②の手續（再度の諮問）に約1年8か月もの期間を要したことについては、審査庁は、夫Aに対する不支給決定の有効性及び本件不支給決定の妥当性等の検討を行い、省内の法律相談部門及び制度所管部門と調整を行っていたため、上記の期間を要することになったと説明する（本件諮問に係る補正後の諮問説明書）。しかし、省内での法的検討だけで約1年8か月もの期間を要するなどということは、一般的には考えられないことである。

なお、本件では、上記第2の1のとおり、本件審査請求の対象は本件不

支給決定と捉えるべきであるにもかかわらず、審理員意見書及び前回諮問に係る諮問説明書は、本件審査請求の対象を夫Aに対する不支給決定と捉えていた。そこで、当審査会が、審査庁に対し、本件審査請求の対象の捉え方に問題があることを指摘したところ、審査庁は、改めて調査及び検討を行うとして前回諮問を取り下げた（上記第1の2の(7)）。したがって、審査庁としては、まずは、審査請求人に対し、どの処分を本件審査請求の対象としているかについて照会・確認をすべきであったにもかかわらず、審査庁は、その照会・確認をしていない（令和5年11月1日付けの審査庁の事務連絡・記2）。そのため、本件では、本来であればする必要のない法的検討に時間を費やし、再度の諮問（本件諮問）をするのが大幅に遅れることになったといわざるを得ない。

上記第2の3のとおり、審理員意見書及び前回諮問に係る諮問説明書の内容は、処分庁の弁明書の内容と同じであるから、審理員及び審査庁が本件審査請求の対象を夫Aに対する不支給決定と捉えたのは、審理員及び審査庁が処分庁の弁明書に依存して本件の調査検討をしたことにそもそもの原因があると考えられる。審理員及び審査庁においては、このような調査検討の在り方を見直す必要がある。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件不支給決定の違法性又は不当性について

- (1) 本件支給要綱によれば、振動障害が治癒した振動障害者については、職業復帰のみならず、日常生活への復帰も含めた早期の社会復帰が望まれるものの、振動業務以外の業務の雇用の機会が限られていることなどにより、社会復帰が困難であることに鑑み、早期の社会復帰の促進を図るために支給されるものが、社会復帰援護金である（上記第1の1の(1)のエの(ア)）。このような社会復帰援護金の支給の趣旨に鑑みれば、社会復帰援護金の支給申請をすることができるのは、振動障害者自身に限られ、振動障害者が死亡した場合には、社会復帰援護金の支給申請はすることができないと解される（上記第1の1の(1)のオ）。

しかし、振動障害者が死亡した場合において、その者に支給すべき社会復帰援護金でその者に支給しなかったものがあるとき（すなわち、振動障害者が社会復帰援護金の支給申請をした後に死亡し、未支給の社会復帰援護金があるとき）は、労災保険法11条1項の取扱いに準じて、その配偶

者等であって、その者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていたものが、自己の名で、未支給の社会復帰援護金の支給を請求することができる」とされている（上記第1の1の(2)）。

これを本件についてみると、審査請求人は、夫Aの死亡の当時、夫Aと同居していた（死亡届）から、夫Aと生計を同じくしていたものと認められる。したがって、本件支給請求が認められるためには、夫Aの支給申請が夫Aの死亡前にされている必要がある。

(2) そこで、夫Aの支給申請が夫Aの死亡前にされているか否かについて検討する。

夫Aの支給申請がされた経緯は、各項末尾掲記の資料によれば、以下のとおりである。

ア 夫Aは、慢性閉塞性肺疾患（終末期。以下「本件私傷病」という。）のため、E病院に定期的に通院して治療を受けていたが、令和2年10月20日、呼吸困難となり、同病院に入院することになった。夫Aは、入院後も振動障害の内服薬の服用を続けていたが、本件私傷病が悪化し、振動障害の療養を継続することができなくなったため、振動障害の診療機関であるF病院は、当該振動障害は令和2年10月26日をもって症状固定したと診断した。

（E病院作成の意見書（「意見書の提出について」と題する書面）、実地調査復命書（令和2年12月3日付け）、電話確認書（同月1日PM4：40）、実地調査復命書（同月4日付け）、労働者災害補償保険診断書）

イ 審査請求人は、令和2年10月26日午前11時44分、本件労働組合と連絡を取り、夫Aについて症状固定の診断がされたことを伝えて、症状固定に伴う労災保険給付の手續の代行を依頼した。

（本件労働組合作成の「症状固定に関する書類送付のご案内」と題する書面（以下「本件送付文書」という。）、通信履歴写真）

ウ 本件労働組合は、令和2年10月26日午後3時55分、F病院と連絡を取り、夫Aの症状固定に係る診断書の作成を依頼した。

F病院は、令和2年10月26日付けで、夫Aの振動障害は同日をもって症状固定したが、両上肢に神経障害及び機能障害が残存しているとの診断書を作成し、本件労働組合に郵送した。

（本件送付文書、電話確認書（令和2年12月1日PM3：40）、労働者災害補償保険診断書）

エ 夫Aは、令和2年10月26日午後7時50分、E病院において本件私傷病により死亡した。

(死亡届・死亡診断書、戸籍全部事項証明書(夫A))

オ 本件労働組合は、夫A名義の令和2年10月26日付けの本件支給申請書を作成し、同月27日付けの本件送付文書を添付して、本件支給申請書を本件労基署長に郵送した。

なお、本件送付文書には、上記エのとおり、夫Aが死亡したことから、「未支給請求の手続きも同時にお願いいたします。」と付記され、審査請求人名義の令和2年10月27日付けの「未支給の保険給付支給請求書」(保険給付の種類：障害補償給付)、夫Aの死亡届・死亡診断書等が同封されていた。

上記郵便物は、令和2年10月28日に投かんされ、同月29日に本件労基署長が受け付けた。

(本件送付文書、審査請求人名義の「未支給の保険給付支給請求書」、死亡届・死亡診断書、上記郵便物が入っていた封筒)

以上の経緯によれば、夫Aの支給申請は夫Aの死亡後にされたことが明らかであるから、夫Aに支給すべき社会復帰援護金は発生していない。

したがって、審査請求人は、夫Aに係る未支給の社会復帰援護金の支給請求(本件支給請求)をすることはできない。

(3) 審査請求人は、「障害一時金は決定を受けながら社会復帰援護金が不支給となるのは不当である。」と主張する(上記第1の3)。

これは、上記(2)のオの審査請求人名義の「未支給の保険給付支給請求書」による未支給の障害補償給付の支給請求については、障害一時金の支給決定がされた(年金・一時金支給決定一時金支払決議書、一時金支給決定通知)にもかかわらず、本件支給請求書による未支給の社会復帰援護金の支給請求については、不支給決定(本件不支給決定)がされたことを不当と主張しているものと解される。

労災保険法11条2項は、この法律に基づく保険給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者が死亡前にその保険給付を請求していなかったときは、その者の配偶者等であって、その者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていたものが、自己の名で、その保険給付を請求できると規定している。したがって、審査請求人がした未支給の障害補償給付の支給請求についての障害一時金の支給決定は、

労災保険法11条2項の規定に基づいてされたものと解される。

これに対し、社会復帰援護金は、上記(1)のとおり、振動障害者の社会復帰の促進を図るために支給されるものであり、その支給申請をすることができるのは、振動障害者自身に限られるから、振動障害者がその支給申請をする前に死亡した場合には、労災保険法11条2項の取扱いに準じて、その配偶者等が、自己の名で、未支給の社会復帰援護金の支給請求をすることはできないと解される。

このように、保険給付と社会復帰援護金とでは、これらを受ける権利を有する者が死亡前に支給請求又は支給申請をしていなかったときの未支給分の支給請求の取扱いが異なっているから、未支給の障害補償給付の支給請求について支給決定がされたことをもって、未支給の社会復帰援護金の支給請求について不支給決定がされたことを不当ということはできない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (4) 上記(1)から(3)までで検討したところによれば、本件不支給決定は、違法又は不当とは認められない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公
委	員	村	田	珠	美